

高知県私立学校活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立学校活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 新たに事業等に取り組む者と資金提供者とをインターネットを通じて結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みをいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(補助の目的)

第3条 県は、県内の私立学校が実施する教育環境の充実や学校の魅力化に資するプロジェクトに対して、クラウドファンディング型ふるさと納税での支援を募ることにより、本県の将来を担う児童・生徒を応援することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、プロジェクトの実施に必要な資金の調達を支援するとともに、その際に必要となる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内に私立小学校、私立中学校、私立高等学校又は私立特別支援学校を設置する学校法人とする。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 県の他の補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (2) 国、他の地方公共団体、団体等から補助所要額を超える補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (3) 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適切でないと認められる事業

(事業実施計画の認定)

第6条 補助事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従って事業実施計画の認定申請をしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請がされたときは、事業実施計画の認定又は不認定を決定するものとする。
- 3 知事は、認定の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、不認定の決定を行った場合は、その理由等を付して当該申請者に通知するものとする。

(クラウドファンディング型ふるさと納税の実施)

第7条 前条第3項の規定により事業実施計画の認定を受けた事業者は、知事が別に定める手続に従って、県と連携してクラウドファンディング型ふるさと納税として寄附を募集する。

- 2 知事は、当該クラウドファンディング型ふるさと納税の目標額を達成した場合、寄附募集期間内に集まった寄附金の合計金額から、クラウドファンディング事業者に支払う手数料等を差し引いた金額を確定し、当該事業者に通知するものとする。
- 3 前項における確定額が、事業実施計画書における補助所要額の110パーセントを超えた場合、補助事業者は、補助金の交付の申請前に、知事が別に定める手続に従って、事業実施計画の変更の認定を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条第2項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による決定に当たって、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定にお

いて減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を作成し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第3条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金額の30パーセントを超える減額

2 知事は、補助金変更(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第5号様式による補助金変更(廃止)承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(繰越承認の申請)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 6 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日）のいずれか早い日までに、別記第 7 号様式による補助事業実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助事業実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。なお、実績報告額が交付決定額から減額する場合は、別記第 8 号様式による補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が 50 万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第 9 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

4 補助事業者は、第 2 項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(消費税の仕入控除)

第 15 条 補助事業者は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った

場合であって、第 13 条第 1 項の補助事業実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 13 条第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 11 号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第 16 条 補助金は、第 13 条第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第 34 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第 10 条第 5 号及び第 6 号、第 14 条、第 15 条第 2 項、第 17 条、第 19 条並びに第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額
第 3 条に規定する内容を目的とする、クラウドファンディング型ふるさと納税の寄附金を活用した事業	補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、学校法人の運営に係る経常的な経費、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費、学校法人教職員に係る人件費（報酬、給料、報償費、共済費）、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。	10/10	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄附金から、クラウドファンディング事業者への手数料等を差し引いた額で下限 50 万円、上限 200 万円。 ただし、補助上限を超える寄附が集まった場合には、上限を超えて交付する場合がある。

別表第2（第9条、第10条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。